

# スポーツの国際交流を応援しています！

さらに、利用し  
やすくなりました。

ASPF スポーツのまち尼崎振興基金事業

## ASPF 国際交流事業助成のご案内



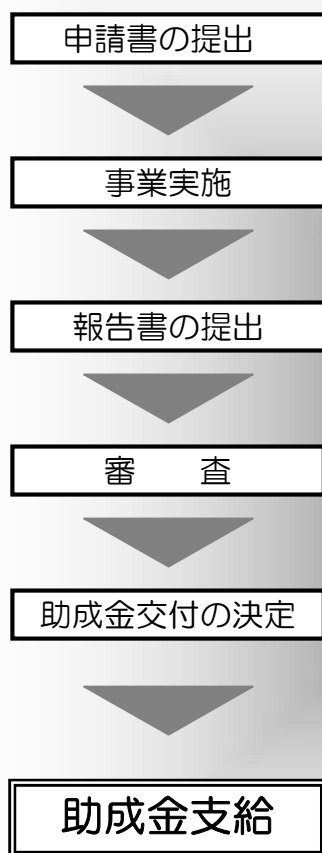
当事業は、尼崎市内に活動拠点がある個人・団体のスポーツを通じた国際交流事業に対して助成を行い、尼崎市民のスポーツ振興と競技力向上及び国際理解を深めることを目的としています。

※ 今回の改正によって、上限額(3万円)の支給対象が大幅に広がり、いつでも速やかに支給できるようになりました。

### 対象事業

- スポーツの交流を目的として、国外のスポーツ団体等から招聘され、派遣する事業
- スポーツの交流を目的として、尼崎市内の団体が、国外の団体等を招聘する事業

### 申請の概要



助成金の支給は報告書提出後、速やかに支給する。

#### 申請時にご用意いただく書類

- 助成金交付申請書  
(添付していただく資料)
  - ・ 事業の要項等
  - ・ 見積書 (渡航費・宿泊費等)
  - ・ 招待状等文書
  - ・ 各種目別協会推薦書及び登録申請の写し
  - ・ 参加者名簿 (団体のみ)

#### 事業終了後の提出書類

- 事業報告書  
(添付していただく資料)
  - ・ 行程及び計画表等
  - ・ 領収書 (渡航費・宿泊費等)
  - ・ 事業時に撮影した写真
  - ・ 実参加者名簿 (団体のみ)

(公財) 尼崎市スポーツ振興事業団  
スポーツ国際交流事業助成要綱(概要)

1 目的

市民レベルでのスポーツを通じた国際交流事業に対して助成することにより、尼崎市民のスポーツ振興と競技力の向上及び国際理解を深める。

2 助成対象

- (1) 市体育協会加盟団体に登録し、かつ、市内在住、在勤または在学している個人
- (2) 市体育協会加盟団体に登録し、かつ、市内に所在地を有する団体

3 事業内容

- (1) スポーツの交流を目的として、国外のスポーツ団体等から招聘された市内の人及び団体を国外に派遣すること。
- (2) スポーツの交流を目的として、市内の団体が国外の個人及び団体を国外から招聘すること。

4 助成金額

- (1) 派遣の場合は、[1人につき渡航経費の実費とし、3万円を限度とする。](#)  
ただし、団体の場合は1団体7人分までとする。
- (2) 招聘の場合は、市内宿泊施設利用に限り、[1人につき宿泊代の実費とし、3万円を限度とする。](#)ただし、団体の場合は1団体7人分までとする。

5 申請手続

- (1) 各種目別協会等の推薦書を添えた助成金交付申請書を事前に提出する。
- (2) 申請書提出後、支給審査を行い、助成金交付の決定を行う。

6 助成金の支給

事業終了後提出される報告書受理後、[速やかに支給する。](#)

7 施行日

[平成21年6月1日](#)

申 請 ・ お 問 合 せ 先

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団  
尼崎市記念公園総合体育館内 総務課企画係  
〒660-0805 尼崎市西長洲町1丁目4番1号  
TEL 06-6481-0449 FAX 06-6489-2086  
E-mail : kikaku@aspf.or.jp  
URL <http://www.aspf.or.jp/>